

Title	ドイツにおける被害者支援活動
Sub Title	Zum Opferschutz in Deutschland
Author	Hohn, Petra(Hotta, Akiko) 堀田, 晶子
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.6 (2013. 6) ,p.45- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：死刑制度と被害者支援について考える
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130628-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130628-0045</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集 死刑制度と被害者支援について考える

## ドイツにおける被害者支援活動

ペトラ・ホーン  
堀田晶子／訳

現実その一  
現実その二  
事例一  
個人的な体験  
事例二  
総括

### 現実その一

二〇〇〇年から二〇〇九年にかけて、ドイツでは暴力犯罪で亡くなった〇歳から三〇歳の子どもや青少年・若年者の数が、毎年一五〇人に上っています。ドイツの「失った子と兄弟姉妹の死を悼む会」は、子どもを失った

家族のための支援団体です。二〇一一年だけでも、亡くなった約二〇、〇〇〇人の子どもの家族である六五、〇〇〇人を支援しました。これには、暴力犯罪で亡くなった被害者の数が含まれています。

## 現実その二

ドイツ連邦共和国においては、一九四九年五月二三日付の法律によって、死刑は廃止されました（基本法二〇二条）。東ドイツで法律的に死刑が廃止されたのは、一九八七年七月一七日です。この極刑が廃止されてから、すでに長い年月が経っています。

ドイツの暴力犯罪被害者の支援に関する法律上の根拠は、二〇〇九年七月二九日の第二次被害者保護改正法です。この法律には、次のように規定されています。

被害者は可能な限り早い段階で一定の書面によって、かつ、できる限り当事者が理解し得る言語で、彼らの権利、特に法律支援、訴訟費用扶助、財産法上の請求権、生活扶助に関する請求権、並びに、暴力保護法に基づく加害者への命令を申し立てる権利について知らされなければならない。被害者は、精神的・社会的な付添いや相談といった被害者支援団体の支援を受ける権利を有する（刑事訴訟法四〇六条h要約）

次に、実務の現状についてお話しします。悲惨な事件の直後から、被害者とその家族への支援は始まります。事件の知らせは、まず警察官など公権力の側から、司牧者や紛争介入チームの協力を得てもたらされます。その後、

被害者支援団体の住所や支援サービスを記した書面が、被害者やその家族に対して個人的に手渡されます。

ドイツには、被害者支援を担う数多くの支援団体が存在します。それらの団体が一体となって協力し合う理想的なネットワークが存在するケースもあります。たとえば、次のような団体です。

- ー 紛争介入チーム（地域的）
- ー 緊急事態における精神的支援を担う教会と、その関連の社会奉仕団体
- ー 「ANTIAS e.V.」謀殺・故殺・自殺および行方不明事件の家族に対する支援組織
- ー 「白い輪」犯罪被害者への支援および犯罪の予防を行う非営利団体
- ー 子どもの死と向き合う「失った子と兄弟姉妹の死を悼む会」

これらの団体の活動を支えているのは基本的に名誉職の方々ですので、財政面は支援に頼らざるを得ません。事件に遭遇した被害者は動揺し、大抵そこから支援活動が始まります。本日、私は「失った子と兄弟姉妹の死を悼む会」の会長として、皆様の前で講演していますが、我々もそのような支援団体のひとつであります。我々は近々、創立一五周年を迎え、これまでの三〇年の歩みを振り返ります。我々の会のルーツは、アメリカにおける「憐みの友の会（TCF）」の活動です。

支援サービスの内容は、事件直後の援助や付添い、役所等への対応、法律支援、マスメディアからの保護、場合によっては、引越しゃやその他の必要事項にあたっての援助、継続的な精神的支援、さらに、被害者の深い悲しみに寄り添うことです。

被害者の動揺の態様は実に様々ですが、早期かつ集中的に援助するためには、団体間で緊密に連絡を取り合い、

一丸となって協力し合うことが不可欠です。

被害者支援団体は、次のような境遇に陥った被害者を支援します。

― D V

― いじめ

― 交通事故

― 医療事故

― 暴力犯罪、殺人

― 死因不明の事件

暴力犯罪における被害者支援活動の内容として、支援団体は即座に、次のようなサービスを提供します。

― 情報提供

― 法律的な手続を行う際の援助

― 記録の閲覧にあたっての援助

― 精神的支援

― 申請書など様々な書類を作成する際の援助

また支援団体は、次のような被害者の要求に応えます。

― 損害の補償

- ― 自主的な鑑定
- ― マスメディアとの接し方、場合によっては、低俗なマスメディアからの保護
- ― 被害者の身元の保護

そして支援団体は、次のような支援を継続的に行います。

- ― 深い悲しみに寄り添うこと
- ― 心の重荷を取り除くために対話すること
- ― 自助グループ
- ― 家族に対する援助
- ― 電話、書面ないし対面による個人的な相談（匿名も含む）
- ― 暴力行為の防止に向けた援助
- ― 本人の持てる力に応じた克服作業
- ― 喪失感や量刑に対する不満を乗り越えるための援助

ドイツの被害者支援団体は、大抵、不幸な事件を機に生じた公益ないし慈善団体です。支援団体は、税制上の優遇措置を受けており、名誉職の働き手がほとんどです。団体の活動資金は、寄付金や裁判所を通じて受け取る過料のほか、プロジェクトのために申請した資金です。一部には、健康保険組合を通じて自動的に賄っている団体もあります。これらの資金は、たとえば支援者の専門教育や悲しみを克服するためのセミナー、啓蒙活動、建設的な克服作業、家族や子どもたちの自由時間などのプロジェクトに使われております。

寄付金や資金調達の如何は、社会の目にも左右されやすいロビー活動次第です。こうした状況を改善するには、信じがたいほど懸命な努力が必要ですし、豊かな発想力や人脈はもちろん、団体相互間の確固たるネットワークが不可欠です。私が皆様にお話ししていることは、長らくドイツの被害者支援団体で働いた経験に基づいています。被害者支援団体は、事件に関わる様々な情報の収集を行い、被害者とその家族の生活が確実に再建されるための努力を惜しみません。その努力とは、何年にも及ぶ信頼関係に基づいた支援と寄添いです。被害者とその家族に寄り添うことは、本人の持てる力に応じたものでなければなりません。それはつまり、被害者とその家族自らの力を呼び起こすものでなければならず、ということなのです。それはまた、喪失と共に別の人生が始まり、その運命を受け入れ、その中から平安を見出すといったような一貫して解決に向かうものでなければなりません。支援者や付添人は、深い感情移入能力と共に、確かな知識をも有する訓練された人材です。被害経験がある者も少なくないため、自らの体験に基づいた支援は、信憑性も高いのです。

## 事例一

グードルーン・G夫人の息子シュテツフエンは、自宅から三五〇km先で殺害された。警察官は、救急担当の司牧者と共に、G夫人を探し出し、最悪の知らせを伝えた。G夫人は、その後二四時間、司牧者と紛争介入チームの援助を受けた。一時間後、警察官は「白い輪」の住所を伝えて、G夫人の家を去った。

その翌日、「白い輪」の職員がG夫人を訪れ、その後の経過を伝えた。カウンセラーの援助を受けられることも伝えたが、夫人はそれを断った。さらなる支援サービスとして、自助グループと接触できることを伝えたところ、G夫人はそれを受け入れた。

加害者が逮捕されたので、その手続の間中、この自助グループがG夫人に付き添った。彼女は弁護士の援助を受けると共に、付添人の精神的支援を受けた。

判決（二五年の自由刑）の後も七年間、G夫人はこの自助グループの支援を受けた。

### 個人的な体験

我々が取り扱った被害者遺族の事例は、被害体験というものが、遺族にとってどれだけトラウマになるかを物語っています。

そもそも支援者を困難にさせるのは、寄る辺のない社会です。なぜなら、死というものは、どのような形にせよ、社会の中でタブーとして扱われるからです。事件はすぐさま忘れ去られ、遺族は支援団体を頼ることになります。こうした支援の道のりは、気が遠くなるほど長いものです。ドイツには、すでに申し上げた通り、死刑がありません。そのため多くの被害者遺族にとって、加害者に対する量刑は軽く思えるのです。遺族の心は不安定になり、深い悲しみの中で、それが後に撤回されるように望みます。彼らは途方もない苦しみの中で、次のような気持ちを吐露します。

- ー あらゆるものに対する怒り
- ー 自分よりうまくいっているように見えるすべての人々に対する妬みと憎しみ
- ー 加害者に対する非難、場合によっては、何かを見過ごしていた自分自身に対する非難
- ー 死は恥、不名誉だという意識、我が身に降りかかった出来事を自分への罰と考える



ドイツには死刑が存在しないため、最も重い自由刑を要求する声は切実です。被害者遺族はしばらくの間、報復のために戦い、目には目を、歯には歯をと訴えます。報復こそ正義だと考えるのです。あらゆるネガティブな発想は、深い悲しみに付きものです。こうした深い悲しみを経験しなければ、病気になってしまいます。

しばらくすると、遺族は未だ加害者への復讐心を残しながらも、加害者の死が、自分自身の痛みや苦しみを乗り越えるために何の解決にもならないことを理解し始めます。たとえ加害者が死んでも、愛する者は戻ってこないのです。

非常にゆっくりと、遺族の心の中には、恭順や思慮といった人間らしい意識が戻ってきます。宗教や信仰といったものも、加害者への量刑を受け入れるためには実に大切です。自分の子どもたちを殺された親が、犯人を許した例すらあります。あるいは、加害者自身にも同様に親がいること、加害者の死が新たな責任の擦り合いや自己非難を生むという理解にも繋がるかもしれません。こうした特にセンシティブな問題がもたらすのは、唯一のコンセンサスです。悲惨な事件を回避するためには、前もって予防するしかないということです。

## 事例二

ドイツの町エアフルトとヴァインネンデンでは、それぞれ二〇〇二年と二〇〇九年に、学校の生徒による殺人事件が起きました。加害少年は、同級生や教師を殺害後、自殺しました。加害少年の死は、いずれかの事件において、何らかの形で被害者遺族を満足させ、心の平安をもたらしたのでしょうか？ いいえ、いずれの事件においても、加害少年が死んだことで満足した被害者遺族は、一人もおりませんでした。遺族の痛みと悲しみは、今なお強烈です。

一方、加害者側の立場をおもんばかる声は乏しいものです。殺人者にも親や家族がおり、彼らは事件後に周囲から軽蔑され、敬遠されます。加害者の家族もまた、深い悲しみの中で、事件のことを恥じています。

### 総括

・暴力行為を予防すること  
・我々が知った「解放する」という言葉の意味。それは喪失を受け入れながら、愛する者の居場所を残すこと

さて、最後は世界的な支援の輪についてお話しし、希望の光と共に、本講演を終えたいと思います。すでに申し上げた通り、ドイツの「失った子と兄弟姉妹の死を悼む会」のルーツは、アメリカ合衆国の「憐れみの友の会」です。「憐れみの友の会」では、「世界中にろうそくの灯を」という活動を立ち上げ、その協力者は年々増え続けています。どのような活動かと申しますと、毎年同じ日——二月の第二日曜日——の、同じ時刻——午後七時——に、亡くなった被害者のために、その遺族と友人（協力者）が、窓際でろうそくの火を灯すのです。地球は回っていますので、その時間帯には、次々にあたたかな光の輪が生まれます。東京で午後七時にろうそくの火を灯せば、一時間後にはモスクワで、私たちの住むライブチヒでは八時間後に、ニューヨークの憐れみの友の会では一三時間後に火が灯り、光の輪は地球全体を覆います。ドイツの「失った子と兄弟姉妹の死を悼む会」においても、一五周年を記念して、まだ駆出しではありませんが、これと似たような運動を立ち上げました。亡くなった子どもたちのために、遺族がインターネット上で光源（Lichtpunkt）となる小さなバッジを購入します。すると、インターネットの地図上で彼らの住む場所が明るく照らし出され、その後も輝き続けるのです。

ご清聴ありがとうございました。